

# 平成30年新十津川町農業委員会

## 第 20 回 ( 3 月 ) 会議録

招集月日	平成31年3月26日	14時30分	場 所	役場 庁議室
開閉日時	開 会	平成31年3月26日	15時30分	
	閉 会	平成31年3月26日	16時00分	
及宣言者	会 長	土 田 等 司	会長代理	続 木 秀 則

### 委員の出席状況

番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
1	阪 口 徳 幸	出	7	乗 松 良 行	出	13	坂 下 敏 浩	出
2	高 橋 了 裕	出	8	川 村 登	出	14	坂 本 和 隆	出
3	上 杉 秀 正	欠	9	木 村 文 秋	出	15	田 中 千 久	出
4	杉 本 初 美	欠	10	宮 本 英 靖	出	16	続 木 秀 則	出
5	中 嶋 和 己	出	11	北 川 雅 善	出	17	土 田 等 司	出
6	平 野 尚 一	出	12	太 田 正 一	出			

### 農業委員会事務局職員

事務局長	後 木 満 男	事務局副主幹	西 井 ゆかり
事務局主幹	岡 崎 弘 幸	事務局主査	政 所 正 人

議案説明のために出席した者の職・氏名

--	--	--	--

		開会宣告
		開議宣告
日程	1	会期の決定
	2	会議録署名委員の指名について
	3	一般事務報告
	4	議案第1号 農地の権利移動の許可申請について
	5	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
	6	議案第3号 農業経営基盤強化促進事業利用権設定等に事業に係る農用地利用集積計画の決定について
	7	議案第4号 農地法第3条第2項第5号の下限面積の設定について
	8	その他

開会宣告	議長	只今から第20回新十津川町農業委員会総会を開催いたします。
開議宣告	議長	<p>只今の出席委員数は、15名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>日程表に基づき会議を進めてまいります。</p>
日程第1 会期の決定	議長	<p>会期の決定についてを、議題といたします。</p> <p>お諮りします。本日の第20回農業委員会総会の会期は本日一日限り といたしたいが、ご異議ありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
	議長	異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。
日程第2 議事録署名 委員の指名	議長	<p>続きまして、議事録署名員の指名についてを議題といたします。</p> <p>議事録署名員の指名については、総会に諮って決定することとな っておりますので、私から指名をいたします。</p> <p>第6番 平野 尚 一</p> <p>第7番 乗松 良 行 両委員にお願い申し上げます。</p>
日程第3 一般事務報告	議長	<p>閉会中における一般事務について事務局から報告いたします。</p> <p>事務局お願いします。</p>
	事務局	<p>別紙にて朗読</p> <p>(平成31年2月27日～平成31年3月26日)</p>

日程第4 議案第1号	議 長	日程第4、議案第1号、農地の権利移動の許可申請について 事務局から内容の説明を申し上げます。		
	事務局	議案第1号 農地の権利移動の許可申請について 農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、可否について 決定をする。 平成31年3月26日 提出 新十津川町農業委員会会長 土 田 等 司		
		番号 1 説明 図面番号1をご覧ください。 字〇〇 地番全8筆 地目 田63,937㎡ 畑4,084㎡ 民有地 合計面積68,021㎡ 法律関係 売買 こちらの農地につきましては、賃貸を行っていたものを売買に切り替えるもの です。 こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号 には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。 説明を終わります。 以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。		
		議 長	説明を終わります。 質疑ございませんか。	
		委 員	なし。	
		議 長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。	
			委 員	なし。
		議 長	討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
			委 員	なし。
		議 長	異議なしと認め、番号1は提案のとおり決定をします。 続きまして、番号2について事務局から内容の説明を申し上げます。	
			事務局	番号 2 説明 図面番号2をご覧ください。 字〇〇 地番全1筆 地目田 民有地 合計面積16,784㎡ 法律関係 売買 こちらの農地につきましては、賃貸を行っていたものを売買に切り替えるもの です。 こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号 には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。 説明を終わります。 以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。
		議 長		説明を終わります。 質疑ございませんか。
		委 員		なし。
		議 長		質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。

日程第4 議案第1号	委員	なし。
	議長	討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委員	なし。
	議長	異議なしと認め、番号2は提案のとおり決定をします。 続きまして、番号3について事務局から内容の説明を申し上げます。
	事務局	番号3 説明 図面番号3をご覧ください。 字〇〇 地番全筆 8筆 地目畑44,709㎡ 民有地 合計面積44,709㎡ 法律関係 賃貸借 こちらの農地につきましては、規模縮小のため農地を賃貸するものです。 こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。 説明を終わります。 以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。
	議長	説明を終わります。
	議長	質疑ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。
	委員	なし。
	議長	討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委員	なし。
	議長	異議なしと認め、番号3は提案のとおり決定をします。 続きまして、番号4について事務局から内容の説明を申し上げます。
	事務局	番号4 説明 図面番号4をご覧ください。 字〇〇 地番全2筆 地目田211㎡、畑14㎡ 民有地、合計面積225㎡ 法律関係 地上権の贈与 こちらの農地につきましては、「北海道有土地改良財産の譲与に関する条例」による譲与によるものです。 こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。 説明を終わります。 以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。
	議長	説明を終わります。 質疑ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。
	委員	なし。

日程第4 議案第1号	議 長	討論なしと認めます。		
		これから採決いたします。		
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。		
日程第5 議案第2号	議 長	異議なしと認め、番号4は提案のとおり決定をします。		
		議案第1号については決定をしました。		
		続きまして、日程第5議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について事務局から内容の説明を申し上げます。		
事務局	事務局	議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について		
		農地法第5条の規定による許可申請が別紙のとおりあったので、北海道農業会議に意見聴取するにあたり、許可の可否について意見を求める。		
		について意見を求める。		
		平成31年3月26日 提出		
		新十津川町農業委員会会長 土 田 等 司		
		番号 1 説明		
		字〇〇 地番全1筆 地目 田 民有地 合計面積26,157㎡ 5条一時転用		
		図面番号5をご覧ください。		
		こちらについては、別添資料のとおり、耕地改良に伴う砂利採取であります。		
		一時転用となっております。		
		農地の区分は、第1種農地であり、農業振興地域です。		
		計画の内容、資金等計画については問題がないものと思われま。		
		以上、ご審議のほど、よろしくお願ひします。		
		議 長	議 長	説明を終わります。
				質疑ございませんか。
委員	委員	なし。		
議 長	議 長	質疑なしと認めます。		
		続いて討論を行います。		
		討論はございませんか。		
委員	委員	なし。		
議 長	議 長	討論なしと認めます。		
日程第6 議案第3号	議 長	これから採決いたします。		
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。		
		なし。		
事務局	事務局	議案第2号番号1については、提案のとおり決定し、北海道農業会議へ意見聴取いたします。		
		結果が可でありましたら、会長の専決により許可いたします。		
		続きまして、日程第6議案第3号、農業経営基盤強化促進事業利用権設定等事業に係る農用地利用集積計画の決定について		
		事務局から内容の説明を申し上げます。		
		議案第3号、農業経営基盤強化促進事業利用権設定等事業に係る農用地利用集積計画の決定について		
		このことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、新十津川町より決定依頼が別紙のようにあったので、委員会の意見を求める。		
		平成31年3月26日 提出		

日程第6 議案第3号	事務局	新十津川町農業委員会会長 土田 等 司	
		なお、番号1については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、〇〇委員の退席をお願いします。	
		それでは、番号1について事務局から説明申し上げます。	
		番号1 説明	
		図面番号6をご覧ください。	
		番号1 字〇〇地番全1筆 地目 田 民有地 合計面積5,917㎡	
		こちらについては、売買案件となっています。	
		計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。	
		議 長	番号1について、事務局から説明を終わります。 それでは、担当、土田委員より説明いたします。
	委 員	それでは、説明申し上げます。 〇〇さんから農地を売りたいとの申し出がありました。 地域に募ったところ、賃貸していた〇〇さん1名の申し込みがありましたので決定をしました。 こちらは、都市計画用途地域であり基盤整備を行うことができないため、この価格としました。 地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議をお願いします。	
		議 長	説明を終わります。 質疑ございませんか。
		委 員	なし。
		議 長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。
			委 員
	議 長	討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
		委 員	なし。
	議 長	質疑なしと認めます。 それでは、番号1については、質疑なしと認めましたので、提案のとおり決定します。 続きまして、番号2について、事務局から説明を申し上げます。	
		事務局	番号2 説明
			図面番号7をご覧ください。
	番号2 字〇〇地番全6筆 地目 田、畑、雑種地 民有地 合計面積47,057㎡ 田、45,265㎡、畑1,617㎡、雑種地175㎡		
こちらについては、売買案件となっています。 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。			
議 長	番号2について、事務局から説明を終わります。 それでは、担当中嶋委員より説明いたします。		
	委 員	それでは、説明申し上げます。 〇〇さんから、売買の申し出がありました。 地域に募ったところ、元、賃貸をしていた〇〇さん1名の申し込みがあり	

日程第6 議案第3号	委員	決定しました。
		この場所は、所有者が暗渠を入れるなどして整備しているため、この価格としました。
		地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。
	議長	説明を終わります。 質疑ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委員	なし。
	議長	討論なしと認めます。
		これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。
		それでは、番号2については、質疑なしと認めましたので、提案のとおり決定をします。
		続きまして、番号3について事務局から説明申し上げます。
	事務局	番号 3 説明
		図面番号8をご覧ください。
		番号3 字〇〇地番全3筆 地目 田7,750㎡、民有地、合計面積7,750㎡
		こちらについては、売買案件となっています。
	計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。	
議長	番号3について、事務局から説明を終わります。	
	それでは、担当委員、中嶋委員より説明いたします。	
委員	それでは、説明申し上げます。	
	〇〇さんについては、離れ地である1枚について売買の申し出がありました。	
	地域に募ったところ、隣地耕作者である〇〇さん1名の申し込みがありましたので決定をしました。	
	価格については、10年前に基盤整備が終了した場所ではありますが、近く暗渠の整備を予定して申し込みをしているためこの価格としました。	
	地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。	
議長	説明を終わります。	
	質疑ございませんか。	
委員	なし。	
議長	質疑なしと認めます。	
	続いて討論を行います。	
	討論はございませんか。	
委員	なし。	
議長	討論なしと認めます。	
	これから採決いたします。	
	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
委員	なし。	
議長	質疑なしと認めます。	
	それでは、番号3については、質疑なしと認めましたので、提案のとおり決定	

日程第6 議案第3号	議 長	をします。
		続きまして、番号4、5について事務局から説明申し上げます。
	事務局	番号4 説明
		図面番号9をご覧ください。
		番号4 字〇〇地番全4筆 地目 田7,559㎡、畑2,131㎡ 民有地
		合計面積9,690㎡
		こちらについては、売買案件となっています。
		計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
		続きまして、番号5について説明します。
		図面番号10をご覧ください。
		番号5 字〇〇地番全5筆 地目 田31,920㎡、民有地、合計面積31,920㎡
		こちらについては、売買案件となっています。
		計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
	議 長	番号4、5について、事務局から説明を終わります。 それでは、担当委員、川村委員より説明いたします。
委 員	それでは、説明申し上げます。 番号4は、経営主の〇〇さんが亡くなられたため売買したいとの申し出がありました。 また、番号5は、昭和58年ころより、〇〇さんが賃貸借を受けて耕作しておりましたが、高齢で規模縮小のため、このたび解約をし隣接している番号4の〇〇さんの売買にあわせて〇〇さんも売買申し出することとなりました。 地域に募ったところ、両者の隣地耕作者である〇〇さん1名のみ申し込みがありましたので決定をしました。 地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。	
議 長	説明を終わります。 質疑ございませんか。	
委 員	なし。	
議 長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。	
委 員	なし。	
議 長	討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
委 員	なし。	
議 長	質疑なしと認めます。 それでは、番号4、5については、質疑なしと認めましたので、提案のとおり決定をします。 続きまして、番号6について事務局から説明申し上げます。	
事務局	番号6 説明	
	図面番号11をご覧ください。	
	番号6 字〇〇地番全1筆 地目 田12,092㎡、民有地、合計面積12,092㎡	
	こちらについては、賃貸借円滑化案件となっています。	
	計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各	



日程第6 議案第3号	事務局	要件を満たしていると考えます。
	議長	番号6について、事務局から説明を終わります。 それでは、担当委員、田中委員より説明いたします。
	委員	それでは、説明申し上げます。
		この土地については、前の借主が期間満了後は賃貸の更新をしないために、 次の賃貸のために〇〇さんがピンネ農業公社に申し出をしたものです。
		地域に募ったところ、〇〇さん1名の申し込みがありました。
		価格は前回と同程度としています。
		地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。
	議長	説明を終わります。 質疑ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委員	なし。
	議長	討論なしと認めます。
		これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。
		それでは、番号6については、質疑なしと認めましたので、提案のとおり 決定をします。
		続きまして、番号7について進めます。
		なお、番号7については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の 制限により、〇〇委員の退席をお願いします。
		それでは、番号7について事務局から説明申し上げます。
	事務局	番号 7 説明
図面番号12をご覧ください。		
番号7 字〇〇地番全4筆 地目 田42,319㎡、民有地 合計面積42,319㎡		
こちらについては、賃貸借円滑化案件となっています。 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各 要件を満たしていると考えます。		
議長	番号7について、事務局から説明を終わります。	
	それでは、担当委員、北川委員より説明いたします。	
委員	それでは、説明申し上げます。	
	〇〇さんが、売買を希望のため、町内に募りましたが、申し込みがなく 更に拡充して地域に募りましたが、やはり申し込みはありませんでした。	
	そこで、賃貸に切り替えてピンネ農業公社に委任し募ったところ、〇〇さん 1名の申し込みがあったため決定をしました。	
	こちらについては、近隣の状況を勘案して耕作条件を考慮の上この価格設定 としました。	
	地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。	
	議長	説明を終わります。 質疑ございませんか。
委員	なし。	
議長	質疑なしと認めます。	
	続いて討論を行います。	

日程第6 議案第3号	議 長	討論はございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	討論なしと認めます。
		これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	討論なしと認めます。
		これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	質疑なしと認めます。
		それでは、番号7については、質疑なしと認めましたので、提案のとおり決定をします。
		続きまして、番号8について事務局から説明申し上げます。
	事務局	番号 8 説明
		図面番号13をご覧ください。
		番号8 字〇〇地番全4筆 地目 畑10,916㎡ 民有地 合計面積10,916㎡
		こちらについては、賃貸借継続案件となっています。
	議 長	計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
		番号8について、事務局から説明を終わります。
	委 員	質疑ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	質疑なしと認めます。
続いて討論を行います。 討論はございませんか。		
委 員	なし。	
議 長	討論なしと認めます。	
	これから採決いたします。	
	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
委 員	なし。	
議 長	質疑なしと認めます。	
	それでは、番号8については、質疑なしと認めましたので、提案のとおり決定をします。	
	続きまして、番号9について事務局から説明申し上げます。	
事務局	番号 9 説明	
	図面番号14をご覧ください。	
	番号9 字〇〇地番全26筆 地目 田45,187.73㎡ 民有地 合計面積45,157.73㎡	
	こちらについては、賃貸借継続案件となっています。	
議 長	計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。	
	番号9について、事務局から説明を終わります。	
委 員	質疑ございませんか。	

日程第6 議案第3号	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。
	委員	なし。
	議長	討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。 それでは、番号9については、質疑なしと認めましたので、提案のとおり決定をします。 続きまして、番号10について事務局から説明申し上げます。
	事務局	番号 10 説明 函面番号15をご覧ください。 番号10 字〇〇地番全9筆 地目 田5,940㎡、畑3,616㎡ 民有地 合計9,556㎡ こちらについては、賃貸借継続案件となっています。 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
	議長	番号10について、事務局から説明を終わります。 質疑ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。
	委員	なし。
	議長	討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。 それでは、番号10については、質疑なしと認めましたので、提案のとおり決定をします。 続きまして、番号11について事務局から説明申し上げます。
	事務局	番号 11 説明 函面番号16をご覧ください。 番号11 字〇〇地番全4筆 地目 田26,315㎡、民有地、合計26,315㎡ こちらについては、賃貸借継続案件となっています。 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
	議長	番号11について、事務局から説明を終わります。 質疑ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。

日程第6 議案第3号	委員	なし。
	議長	討論なしと認めます。
		これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。
		それでは、番号11については、質疑なしと認めましたので、提案のとおり決定をします。
		続きまして、番号12について事務局から説明申し上げます。
		なお、番号12については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、〇〇委員の退席をお願いします。
		それでは、番号12について事務局から説明申し上げます。
	事務局	番号 12 説明
		図面番号15をご覧ください。
		番号12 字〇〇地番全16筆 地目 田29,457㎡、民有地、合計29,457㎡
		こちらについては、賃貸借継続案件となっています。
	議長	計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
		番号12について、事務局から説明を終わります。
	委員	質疑ございませんか。
委員	なし。	
議長	質疑なしと認めます。	
	続いて討論を行います。	
	討論はございませんか。	
委員	なし。	
議長	討論なしと認めます。	
	これから採決いたします。	
	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
委員	なし。	
日程第7 議案第4号	議長	質疑なしと認めます。
		それでは、番号12については、質疑なしと認めましたので、提案のとおり決定をします。
		議案第3号については、提案のとおり全て決定しました。
		続きまして、日程第7議案第4号農地法第3条第2項第5号の下限面積の設定について事務局より説明を申し上げます。
		日程第7議案第4号、農地法第3条第2項第5号の下限面積の設定について、農地法第3条第2項第5号の下限面積について、北海道では2ヘクタールとされているが、農業委員会において、農林水産省令で定める基準に従い別段の面積を定めることができることとされている。
	そのため、平成31年度の下限面積(別段の面積)の設定について、次のとおり提案する。	
事務局	平成31年3月26日 提出	
	新十津川町農業委員会会長 土田 等 司	
	新十津川町農業委員会では、次の理由により2ヘクタールの変更は行わない。	
	1 農地法施行規則第17条第1項の適用について	
	新十津川町内の農家で2ヘクタール以上の農地を耕作している農家が全農家の9	

日程第7 議案第4号	事務局	割を超えているため。		
		2 農地法施行規則第17条第2項の適用について 新十津川町内の耕作放棄率は低い現状にあるため。		
		3 農地法施行令第6条第3項第1号の適用について 花卉、野菜等の集約的経営については、例外として認める。 内容について、補足説明いたします。		
		農地法施行規則第17条第1項で定める「別段の面積に定めようとする面積を耕作する者の数が、耕作者全体の4割を下らないように算定する」について、新十津川町内の2ヘクタール未満の農地の耕作者が、4割以下であり、2ヘクタール以上の耕作者が9割を超えているため2ヘクタールは変更できない。		
		本町は、1戸平均の耕作面積が2ヘクタール以下の耕作者は、1割以下のため。 以上の理由から、下限面積は2ヘクタールを変更しないことを提案します。		
		以上について、ご審議をお願いいたします。		
		議 長	事務局からの説明を終わります。 質疑ございませんか。	
		委 員	ありません。	
		日程第8 その他	議 長	ないようですので、議案第4号については提案のとおり決定し、町のホームページにて公表をいたします。
				続きまして、日程第8、その他に入ります。
事務局から、何かありますか。				
事務局	ありません。			
議 長	以上、提案されました議案はすべて終了しました。 それでは、本日の第20回農業委員会総会を閉じさせていただきます。 慎重なご審議ありがとうございました。			